

駐車ができない（許可ができない）場所

○ 法定の駐停車禁止場所（道路交通法第44条）

- ・ 道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分
- ・ 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- ・ 交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の部分
- ・ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分
- ・ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分
- ・ 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）
- ・ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分

○ 法定の駐車禁止場所（道路交通法第45条第1項）

- ・ 人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から3メートル以内の部分
- ・ 道路工事が行なわれている場合における当該工事区域の側端から5メートル以内の部分
- ・ 消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- ・ 消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置又は消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から5メートル以内の部分
- ・ 火災報知機から1メートル以内の部分

○ 無余地場所（道路交通法第45条第2項）

駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がないこととなる場所

※ 法定の駐車禁止場所については、放置駐車とならない場合は、許可の対象となり得ます。